

いのちを壊す法律はいらない！

高度プロフェSSIONAL制度が成立してしまいました。「年収1075万円以上の高収入の一部専門職を労働時間の規制から外す」制度だから、私たちには関係ないと思っている方が多いと思いますが大間違いです。民間労働者の労働条件が悪化すれば公務労働者の労働条件も悪化します。

～政府発表をそのまま～

報道のミスリード続く



「成果型給」制度は、
現行法ですでに実施中



例: TOYOTA

実は「成果で報酬を決める」ことは、現行法でも可能です。すでに部分的に取り入れている企業もあります(例:トヨタ自動車)。また、富士通や三井物産は、過去に成果型給制度を取り入れたのちに失敗し、撤廃した経験があります。

mis lead

誤解招く



働いた時間ではなく
成果で評価する

日本経済新聞

脱時間給制度を含む
労働基準法改正案

読売新聞

脱時間給制度の
関連法案

毎日新聞

成果型労働制とも
いわれる「高プロ」

～2005年以後の提言～

経団連の悲願成就へ

「高プロ」は、年収1,075万円以上が
対象者だから心配ない？

元々は 年収 **400** 万円 が目標

過去の、経団連の本音が垣間見える発言を振り返ってみると、
▶「年収400万円または平均給与所得以上に」
▶「対象となる業務を追加可能に」

最終的にこの制度を実効性あるものにするには、年収要件の緩和や職種を広げる形にしないといけない。

(2015.4.6 経団連幹事会長)



経団連の発言では、「年収400万円以上の人を対象にして、専門職だけでなく一般職にまでこの制度を適用させたい」ということが、最終的な狙いようです。

(2005年 経団連 ホワイトカラーエクゼンションに関する提言より)
<https://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2005/042/teigen.pdf>

～企業献金と自民党～

自民と財界の蜜月

この法案は「とりあえず通す」
「小さく生んで大きく育てる」



実はこの法案、これまでは野党と労働者の強い反対のため審議入りすらできなかったという経緯が。経団連による提言は2005年。財界と政府にとっては、この法案を通すことは文字通り「悲願」なのです。

財界人との会合での発言

(2015.4.24 塩崎元厚生労働大臣)

経団連が早速1,075万円(の下限を)を下げるんだと言ったもんだから、質問がむちゃくちゃきましたよ。ですから皆さん、それはぐっと我慢して頂いてですね、まあとりあえず通すことだと言って、ご理解いただけると大変ありがたいと思っています。



映画チケットサービスのお知らせ

組合員とその家族を対象に今回は、映画8作品、展示会等4作品合計12作品を特別価格で斡旋いたします。忙しい毎日、ちょっと家族や友達と楽しい時間を過ごしてください。紹介作品は映画チケットサービスのお知らせか支部HPを御覧ください。

申し込み締め切り：2018年9月4日

申し込み先：各分会執行委員 (代金を添えて申し込みください)



<当面の日程 2018>

7/12 (木) 病院支部女性部定期大会 13時開会
第二庁舎10階都労連会議室

意見をもち寄りましょう！代議員募集中！

7/14 (土) 病院支部現業評議会定期総会
15時～ 会場：駒込病院

7/22(日) なくそう官製ワーキングプア 反貧困集会

発行 都庁職病院支部

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 第二庁舎32階 直通03-3349-1711 FAX03-3349-1713
E-mail:mail@t-byoinsibu.jp URL <http://www.t-byoinsibu.jp>

@Byoinsibu_Tocho 都立病院のお役立ち情報を発信しています

あなたの職場の健康度は？いますぐチェック →



LINE@
都庁職病院支部

職場の悩み相談に乗ります
LINE@アプリの登録が必要です



都立病院で働くしづぶさんが
つぶやいています。
共感することもあるはず！

#看護師のしづぶさんで検索